

平成 25 年（ワ）第 46 号 福島原発・いわき市民損害賠償請求事件

原 告 武田 悅子 ほか 821 名

被 告 国・東京電力株式会社

## 準 備 書 面（12）

（情報提供義務違反に関する主張の補充）

2014（平成26）年3月17日

福島地方裁判所いわき支部（合議1係） 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 小野寺利孝



同 広田次男



同 鈴木堯博



同 清水洋人



同 米倉勉



同 笹山尚人



同 渡辺淑彦



## 情報提供義務違反に関する主張の補充

### 1 本書面の目的

2013（平成25）年9月19日の第1回口頭弁論期日において、裁判所から、被告東京電力との関係において、情報提供義務違反の法律的な位置づけについて釈明を求められ、引き続き後の期日においても同様の釈明を求められたため、この点について釈明する。

### 2 裁判所の求釈明に対する釈明

#### （1）本件における原告らの請求の根拠

##### ア 主位的請求

本件で原告らは、被告東京電力が、「2002（平成14）年7月、遅くとも2006（平成18）年の時点において、地震及びこれに伴う津波により原子炉施設が水没して全電源喪失に陥り、炉心溶融事故が発生して放射性物質の施設外への大量放出というシビアアクシデントが発生する可能性を認識しつつ、このような事態が発生することのないよう、想定される巨大地震と巨大津波により原子炉の安全性を損なわないようするために求められる…各防護措置その他の適切な措置を講じなければならない義務に違反し、必要かつ十分な対策をとらなかった」として、民法709条に基づき、「故意とも同視しうる重大な過失による責任」を追及している（訴状128頁）。

したがって、本件における主位的請求の根拠は、民法709条であり、その責任発生原因は、地震及び津波により原子炉施設が全電源喪失に陥り、大量の放射性物質の施設外への放出を伴うシビアアクシデントである本件事故を発生させたことに求められる。

##### イ 予備的請求

また、原告らは、本件において、被告東京電力が原子力損害賠償法

に基づく責任を負うことについても予備的に主張している（訴状 138 頁及び第 1 回口頭弁論期日における原告ら訴訟代理人による弁論）。

同法は、「原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め」たものであり（同法 1 条）、被告東京電力の責任の発生原因は、同法 2 条 1 項の「原子炉の運転等」、本件で言えば「原子炉の運転」（同項 1 号）に求められる。

## （2）情報提供義務違反の位置付け

ア　原告らの主位的請求・予備的請求のいずれにおいても、情報提供義務違反は本件事故後に被告東京電力が当然負うべき付随的義務を履行しなかったために損害が拡大したことを主張するものである。したがって、それ自体を別個の不法行為として主張するものではない。

被告東京電力の情報提供義務違反は、事後的な事実ではあるが、本件事故を発生させた行為ないし「原子炉の運転」と一体のものであり、全体が一個の不法行為である。

イ　例えば、交通事故における自賠責保険の慰謝料算定基準においては、加害者の故意または重過失と並んで、「著しく不誠実な態度等」として、加害者の事故後の救助活動への協力の有無やその程度、被害者に対する態度、虚偽供述などの加害行為後の加害者側についての事実が、慰謝料の増額事由とされている（民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準、2014 年版上巻・183 頁以下）。加害者は、加害行為を行ったことの付隨的義務として、加害行為後に損害の拡大を防止すべき義務を負っているからである。

ウ　本件でも、本件事故を発生させた被告東京電力は、これに伴う付隨的な義務として、事故による損害の拡大を防止するために放射性物質の飛散状況に関する正確な情報を早期かつ継続的に収集し、原告らを含む周辺住民に対し、隨時適切な情報を提供する義務を負っていた。

情報提供義務違反についての原告らの主張は、被告東京電力がこの付隨的義務の不履行により、原告らを含む周辺住民に対し、避難の要否・避難の方法について十分に検討するだけの正確な情報を必要な時に適切に提供しなかったこと、すでに得られていた情報を公開しなかつたことによって、原告らに一層の被害の拡大をもたらしたことを主張するものである。その意味で、交通事故事例における慰謝料の増額要素としての加害者の悪質性や不誠実さと同様に、本件における原告らの慰謝料額を算定する上で重要な事実として被告東京電力の本件事故後の対応の問題点を指摘する主張である。

### (3) 被告国の国賠法上の責任における位置付け

情報提供義務違反の国賠法上の位置付けについては、裁判所の求釈明事項ではないが、上記釈明事項と関連するのでここで述べる。

原告らは、被告国の責任について、国家賠償法1条1項の責任として、電気事業法39条及び49条に基づき原子炉の安全を確保すべき規制権限の行使を怠り、本件事故によって原告らに損害を生じさせたことが違法であると主張している（訴状114～115頁等）。

被告国についても、その情報提供義務違反は、それ自体を別個の国賠法上の不法行為として主張する趣旨ではない。被告国は、原子力政策を推進し、かつ、原子炉施設の安全規制を行う立場にありながら、適時かつ適切に規制権限を行使しなかったのであり、これが被告国の責任原因である。

しかし、被告国もまた、被告東京電力と同様、本件事故を発生させた者として、被害の一層の拡大を防止すべき義務を負っていた。被告国の情報提供義務違反は、この付隨的義務の履行を怠ったものであつて、原告らの被害の拡大を招いた事後的な事実である。このように、被告国情報提供義務違反についても、被告東京電力についてと同様、

本件における原告らの慰謝料額を算定する上で重要な事実として被告国が本件事故後の対応の問題点を指摘する主張である。

以上